

3-1 特定外来生物等の内容と種数

特定外来生物 105種類

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から政令で指定

哺乳類	21種類
鳥類	4種類
爬虫類	18種類
両生類	11種類
魚類	13種類
クササギ類	10種類
甲殻類	5種類
昆虫類	8種類
軟体類	5種類
植物	12種類
合計	105種類

<規制>

- ・輸入の原則禁止
- ・飼育、栽培、保管及び運搬の原則禁止
- ・野外へ放つ、植える及びまくことの禁止
- ・譲渡し、引き渡し（販売を含む）の禁止
- ・個体識別等の措置を講じる義務

未判定外来生物 約3,000種

特定外来生物とは別に、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす疑いがあるか、実態がよく分かっていない海外起源の外来生物の中から、主務省令で指定

哺乳類	約130種
鳥類	246種
爬虫類	約370種
両生類	284種
魚類	85種
クササギ類	23種
甲殻類	約510種
昆虫類	26種
軟体類	約940種
植物	2種
合計	約3,000種

<輸入の制限>

- 主務大臣の判定により
- 被害を及ぼすおそれあり→特定外来生物
- 被害を及ぼすおそれなし→規制なし

種類名証明書添付生物 約40,000種^{*1}

特定外来生物、未判定外来生物と似ており、外見から容易に区別のつかない生物

^{*1}特定・未判定外来生物を含む種数

哺乳類	479種
鳥類	250種
爬虫類	422種
両生類 ^{**}	302種
魚類	130種
クササギ類	約1500種
甲殻類	約510種
昆虫類	約3万数千種
軟体類	約950種
植物	約2000種
合計	約40,000種

^{**}功型についてはカエル目全種が対象であるが、ここでは複数に含めていない

3-2 特定外来生物の選定方針（特定外来生物被害防止基本方針に記載）

○選定の前提

- ・概ね明治元年以降に我が国に導入された生物
- ・特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能な生物分類群（菌類、細菌類、ウイルス等の生物は当分の間対象としない）
- ・他法令により本法と同等程度の輸入、飼養等の規制がなされているものは対象としない

○被害の判定

- ・生態系に係る被害：①在来生物の捕食、②在来生物との競合（生息・生育地、食物）による在来生物の駆逐、③植生の破壊等を介した生態系基盤の損壊、④交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物
- ・人の生命又は身体に係る被害：危険の回避や対処の方法についての経験に乏しいため危険性が大きくなることが考えられる、人に重度の障害をもたらす危険がある毒を有する外来生物や、重傷を負わせる可能性のある外来生物（感染症に係る被害は含まない）
- ・農林水産業に係る被害：農林水産物の食害等により、農林水産業に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物（家畜の伝染性疾病などに係る被害は含まない）

○被害の知見の考え方

- ・国内の被害：現に被害が確認されていなくてもその可能性が高いことと推測される場合
- ・国外の知見：日本の気候、地形等の自然環境の状況や社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合

○考慮事項

- ・指定に伴う社会的・経済的影響も考慮・・・科学的知見の現状、適正な執行体制の確保、有用な外来生物に係る代替物の入手可能性など

3-3 特定外来生物一覧

分類群	種名
哺乳類 (21種類)	フクロギツネ、ハリネズミ属全種、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、タイリクモモンガ、トウブハイイロリス、キタリス、マスカラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、シママンダース、ジャワマンダース、シカ亜科全種（アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ）、キョン
鳥類 (4種類)	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ソウシチョウ
爬虫類 (16種類)	カミツキガメ、アノリス・アルロクス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングスティケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
両生類 (11種類)	プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類 (13種類)	チャネルキャットフィッシュ、ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ホワイトバス、ストライプトバス、ヨーロピアンパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ
昆虫類 (8種類)	テナガコガネ属全種、クモテナガコガネ属全種、ヒメテナガコガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ、コカミアリ
無脊椎動物 (20種類)	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属のうち4種（ハイイロゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ）、ザリガニ類2属全種と2種（アスタクス属全種、ウチダザリガニ/タンカイザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属全種）、モズクガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物 (12種類)	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタタ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオフサモ、スパルティナ・アングリカ、オオカワヂシャ

3-4 特定外来生物指定経緯

平成17年6月施行 第一次指定(1科2属39種(42種類))

ジャワマンダース、アライグマ、ヌートリア、タイワンザル、カミツキガメ、グリーンアノール、ブルーギル、オオクチバス、アルゼンチンアリ等

平成18年2月施行 第二次指定(9属34種(43種類))

シカ亜科全種、ウシガエル、カダヤシ、テナガコガネ属全種、ザリガニ類2属全種と2種、モズクガニ属全種、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ等

平成18年9月施行 セイヨウオオマルハナバチと輸入申請に基づく指定(2属1種)

セイヨウオオマルハナバチ、クモテナガコガネ属全種 等

平成19年9月施行 輸入申請に基づく指定(1種)

アノリス・アングスティケプス

平成20年1月施行 輸入申請に基づく指定(12種)

ナイトアノール、ミドリオオガシラ、プレーンズヒキガエル等

平成22年2月施行 輸入申請に基づく指定(1種)

シママンダース

平成23年7月施行 輸入申請に基づく指定(3種)

アノリス・アルロクス、アノリス・アルタケウス、アノリス・ホモレキス

3-5 要注意外来生物の選定について

要注意外来生物とは: 外来生物法に基づく飼養等の規制が課せられないものの、生態系に悪影響を及ぼしうる若しくは及ぼしうるおそれがあるものとして、選定。現在、148種類選定されており、その特性から大きく4つのカテゴリーに整理している。

①被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物(16種類)

生態系等に対する被害があるかそのおそれがあるとされるものの、指定に伴う弊害(大量遺棄のおそれなど)の方が大きいこと予想されることから、指定が見送られた種類。今後も特定外来生物の指定の適否について検討することとしている。インドクジャク、アカミミガメ、アメリカザリガニ、ホテイアオイ等

②被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物(116種類)

生態系等に対する被害のおそれ等が指摘されているが、文献等の被害に関する科学的な知見が不足しているもの。引き続き情報の集積に努め、その状況を踏まえて指定の必要性について引き続き検討するとともに、利用に当たっての注意を呼びかけていく必要があるとされた外来生物。シジュウカラガン大型亜種、アフリカツメガエル、クワガタ科等

③選定の対象とならないが注意喚起が必要な外来生物(他法令の規制対象種)(4種類)

他法令による規制があることから、外来生物法に基づく特定外来生物や未判定外来生物の選定の対象とはならないが、特に利用に当たっての注意喚起が必要な外来生物。現在植物防疫法の規制対象となっているもの。ホソオチョウ、アカボシゴマダラ、アフリカマイマイ、スクミリンゴガイ

③別途総合的な取組みを進める外来生物(緑化植物)(12種類)

緑化に用いられる外来植物は、災害防止のための法面緑化など様々な場で用いられることから、被害の発生構造の把握と併せて代替的な植物の入手可能性や代替的な緑化手法の検討等を含めて環境省、農林水産省及び国土交通省の3省が連携して総合的な取組みについて検討をすすめることとしている。現在文献等で被害に係る指摘がある緑化植物等。イタチハギ、ギンネム、ハリエンジュ、シナダレスズメガヤ等



最近の動向の例: 神奈川県丹沢湖などでのシジュウカラガン大型亜種の捕獲(交雑の懸念)。アカボシゴマダラが、2010年以降、山梨県や静岡県でも記録されるなど分布拡大が続いている

3-6 近年定着が確認された侵略的な外来種

スパルティナ・アルテルニフロラ(*Spartina alterniflora*)



●2011年に、国内で初めて、愛知県と熊本県に定着していることが確認された。(侵入はそれぞれ、2008年、2009年以前と考えられる)

●イネ科。特定外来生物スパルティナ・アングリカは本種とイギリスの在来種と交雑して形成された不稔性雑種が倍数進化して生まれたとされる。

●汽水性の多年生草本で、海岸近くの河口域、塩沼地、干潟などで生育する。根茎を周りに広げながら、毎年1m以上も生長する。種子で繁殖し、分布を拡大するとともに、根茎や植物体の切片からも再生する。

●汽水域の在来植物との競合、干潟環境の変質

●愛知県と熊本県では、これまでに刈り取り、抜き取り、掘り取り等が実施されている。

スインホーキノボリトカゲ *Japalura swinhonis*

- 静岡県(磐田市の天竜川東側地域)
- 台湾の標高1,500m以下のほぼ全域に生息する全長20~30cmほどの中型のトカゲ。
- 低標高地域の森林~林縁に生息し、市街地・公園・果樹園など人為攪乱された環境でも生息可能である。冬期に越冬する習性もあることから、南日本でより広域に分布拡大する可能性も考えられる。



フェモラータオオモモブトハムシ *Sagra femorata*

- 三重県(松坂市の阪内川・櫛田川河川敷)
- 中国南部やインド、タイ、ベトナム等の東南アジア原産で体長20~30mmほどの大型のハムシ。赤を基調とした美しい金属光沢と名前の由来ともなっている後脚の腿節が太く長い(特にオスは長い)のが特徴。
- 日本では幼虫はマメ科のクズの蔓内に穿孔して食害し成長する。数年間にわたり幼虫での越冬が確認されている。
- 蛹化する際に、クズの絡みついた別の植物の茎に入り込んだ例が確認されているほか、原産地ではマメ科を中心にヒルガオ科、ヤマモモ科、柑橘類、コーヒーなどの被害も記録されており、今後農作物への被害も懸念される。

